令和８年１１月１２日

内閣府特命担当大臣（地方創生）
総務大臣　藤井　比早之　様

埼玉県知事　大野　元裕

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県が抱える課題に関する下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

⑴　現状・課題等

自治体間の財政力格差については、東京都の地方交付税の算定における財源超過額が過去最大の約２．２兆円にまで拡大しており、東京都は、その巨額な財源を基に、都民への給付施策を続々と打ち出しており、こども施策をはじめとした様々な施策においても、周辺自治体との地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大している。

その主たる原因は東京都への税源偏在による税収の集中にあり、Ｅコマースやキャッシュレス決済の進展など経済社会構造の変化に伴い、東京都以外での経済活動によって生じる税収が本社所在の東京都に流れ込む状況がさらに進んでいる。

この状況を放置すると、地域間の不公平な格差はより一層拡大していくことから、税源の偏在是正措置は、まさに待ったなしの状況にある。

⑵　要望項目

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」のとおり、令和８年度与党税制改正大綱に示された具体的な取組について、早急かつ確実に検討を進めること。特に、偏在度の高い地方法人課税について、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第９条に基づき、特別法人事業税・譲与税制度を拡充することなどにより、早急かつ確実に偏在是正措置を講ずること。

この偏在是正を実効性のあるものとするため、是正により生ずる交付団体の財源については、現在国と地方で協議している飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金に係る地方負担分と相殺しないこと。

なお、法人の経済活動の実態以上に本社所在地に地方法人課税の税収が集中する状況が生じていることから、地域における経済活動を反映し、それぞれの地域の税収となるよう、例えば人口割で法人関係税を配分する等、税体系を再構築すること。

２　回収不可能となった飲食店向け協力金の返還免除及び債権管理に係る財政措置について

⑴　現状・課題等

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した飲食店向け協力金については、国から手続きの簡素化を図り、迅速性を優先させるよう求められたこともあり、多くの不正受給等が発生している。

本県は、交付要件を満たしていないことが判明した事業者に対する返還請求事務を令和４年度から行っているが、債務者の中には、所在不明者や破産により、返還の目途が立たない者もおり、時効が令和９年度からと近接している債権が生じている。

また、債務者に対する住所確認や督促、現地訪問など、債権管理に人・予算両面でコストを要している。

⑵　要望項目

回収不可能となった協力金については、政府が主導して迅速性を優先させるよう当初より求めてきたことに鑑み、自治体に押し付けることなく、

補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律を弾力的に運用し、返還を免除すること。

また、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用については、国の責任において財政措置を講じること。

３　飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入について

⑴　現状・課題等

９月１５日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定された。

本制度は国が制度設計を行い、全国一律で実施する国策であることから、その実施に必要な費用は、本来であれば、国の責任で全額負担すべきものであるところ、８月１０日に開催された「国と地方の協議の場」において唐突に地方負担を求められた。

その後の協議において、地方からの意見を踏まえ、大綱において地方負担に対する目に見える形での交付税措置や一般財源総額の増額確保、事務執行を担う市町村に配慮した特別交付金などの財政措置が示されたことについては評価するところである。

他方で、政府においては、地方自治法に基づく国と地方の役割分担の原則を踏まえるとともに、国と地方が対等・協力の関係にあることを十分認識した上で、制度設計の初期段階から地方と十分に協議し、現場の実情を踏まえた、より実効性の高い政策の実現に取り組む必要がある。

⑵　要望項目

大綱案の内容で所要の手続きを進めることについて全国知事会として同意した際に、同意の大前提とした以下の三点について確実に実施すること。

① 事務負担については市町村の意見を十分反映し、その最小化を徹底すること

② 財政負担については地方負担に対応する財源を具体的に目に見える形で措置し、個別団体の財政運営に支障が生じないようにするととも

に、消費税率の引下げによる地方財政への影響についても確実に対応すること

③ 更なる制度の具体化に向けて、国と地方の負担割合や、国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、地方三団体との間で早期にスケジュールを共有し、十分な時間的余裕を確保した上で、丁寧に協議を行うこと

令和９年度の制度開始に向けて、費用の負担割合や詳細な事務内容等について速やかに協議を進めるとともに、国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項については、「給付付き税額控除」のあるべき姿を見据えながら、国の役割を拡大する方向で、継続して丁寧に協議を行うこと。

４　住民基本台帳事務に係るデジタル化の促進

(1) 現状・課題等

住民基本台帳法を根拠とする住民票の写し等の各種証明書は、同法において「書類」と規定されているため、紙媒体での交付に限定されており、住民は窓口来庁や郵送申請を余儀なくされる上、市区町村の窓口での証明書発行に係る業務量が膨大となり、行政事務の負担軽減や効率化を妨げている。

住民票の写しの電子交付については、令和７年度に総務省のデジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループにおいて検討が行われたところではあるが、個人情報保護に関するリスクの観点から「引き続き検討を行う」との状況にとどまっている。

住民の利便性向上や行政事務の効率化のため、住民基本台帳法に定める証明書類の電子交付を可能とする法整備と併せて、個人情報保護に関するリスクに対する予防措置について早急な検討を行う必要がある。

また、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の申出により住民票や戸籍の附票の発行制限等を行う措置（以下「ＤＶ等支援措置」という。）に係る事務において、

市区町村間の情報共有が電話や郵送というアナログな手法で行われていることから、連絡を受けた市区町村の担当者がシステムへの発行制限の設定を失念するケースが後を絶たず、命に関わる深刻な個人情報漏洩を引き起こしている。

このような事態を未然に防ぐため、申出を受けた市区町村がＤＶ等支援措置（支援措置開始までの間の仮の支援措置適用を含む）情報を入力することにより、関係市区町村に情報が即時連携され、住民票や戸籍の附票の発行制限が自動的にかかる仕組みの構築が必要である。

なお、これらについては、県内の多くの市町村からも賛同を得ている。

(2) 要望項目

住民基本台帳法に定める証明書類の電子交付を可能とする法整備を行うこと。

住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、申出を受けた市区町村がＤＶ等支援措置（支援措置開始までの間の仮の支援措置適用を含む）情報を入力することにより関係市区町村に情報が即時連携され、発行制限が自動的にかかる仕組みを構築すること。また、情報連携を可能とするための規定整備を行うこと。

証明書類の電子交付及びＤＶ等支援措置情報の連携に伴う個人情報保護に関するリスクに対する予防措置を講じること。

市区町村において新たなシステムの導入・改修が必要な場合は、財政支援措置を行うこと。

５　自動車税の月割課税・月割還付の廃止

(1)　現状・課題等

自動車税は、年度途中で自動車を取得した場合は月割計算による課税を行っている。また、年度途中で抹消登録した場合は月割計算による還付を行っている。月割の還付では、納税者は都道府県から届く送金通知書を金融機関に持参して還付金を受け取らなければならない。

加えて、都道府県や金融機関においては、ＤＸの取組が加速する中で、送金通知書による還付金の支払事務について、社会的コストの観点からも

見直すべき時期に来ている。

また、令和８年３月３１日をもって、自動車税環境性能割は廃止されたが、年度途中で自動車を取得した場合の月割課税は存続しており、未だ納税者にとって複雑で分かりにくい制度となっている。

さらに、年度途中で抹消登録した場合の月割還付については、還付すべき税額の計算、送金通知書の作成や発送事務等、多くの行政コストが発生している。

(2) 要望項目

自動車取得時の納税者及び金融機関の負担の軽減、税制の簡素化及び課税事務の合理化に資するため、自動車を年度途中で取得した場合の月割課税及び年度途中で抹消登録した場合の月割還付を廃止し、軽自動車税と同様の制度に改めること。

６　消防広域化等に係る財政的支援について

(1) 現状・課題等

少子高齢化がより一層進むことを考えると、消防の広域化等は待ったなしの状況である。本県においても、消防指令センターの県内一元化を見据えた共同運用の具体的な検討を進めており、県内の多くの消防本部も全県的な消防指令センターの共同運用について検討の余地があると考えている。

一方、新たに独自の共同運用を実施する際に、地方債を財源として消防指令センター等を整備したばかりの消防本部は、その施設を利用しなくなる場合、除却費用や地方債の繰上償還に要する財源を確保する必要が生じる。

(2) 要望項目

「消防の広域化」及び「消防の連携協力（消防指令の共同運用等)」を更に推進するため、消防の広域化等を行っている自治体が、より広域的な取組に参加する場合、既に広域化等のために整備した消防指令センターに係る除却等に必要な費用について、財政的支援を講ずること。

7　八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する財政的支援及び技術的支援の拡充

(1) 現状・課題等

令和７年１月２８日に埼玉県八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえ、引き続き、下水道施設のレジリエンスを強化する対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進し、国土強靭化の実現を図る必要がある。

こうした中、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路の改築・更新等に対する財政措置が拡充されたが、事故の発生を未然に防ぐため、今後も下水道に対する国の財政的支援の継続・拡充を図るべきである。

また、流量が大きく水位を下げることが困難な大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法は確立されていない中、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている。こうした課題を抱える中で、実際に重大な事案が発生したことから、現状の耐用年数や維持管理基準に加え、大規模災害発生時に復旧工事や下水道システムの維持に莫大な費用や労力を要する流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。

さらに、今回のような大規模な事故時の対応に要する費用や下水道施設の長期に亘る巨額更新費用の負担の在り方について整理がされるまでは、水の官民連携、いわゆるウォーターＰＰＰの導入は慎重であるべきであるにもかかわらず、令和９年度以降はウォーターＰＰＰの導入決定が汚水管の改築に係る国費支援を得るための要件とされているところ、この要件については見直されるべきである。

(2) 要望項目

下水道管路の老朽化に起因する道路陥没事故の未然防止のための改築・更新やリダンダンシーの確保策については国の責任で財政措置を行うなど、第１次国土強靭化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靭化対策に必要な財政的支援の継続及び更なる拡充を図るとともに着実な推進に必要な予算を確保すること。

流量が大きく、水位を下げることが困難な大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正やレジリエンスを強化するための技術的支援を行うこと。

また、大規模災害発生時に復旧工事や下水道システムの維持に莫大な費用や労力を要する流域下水道の在り方についても、検討を進めること。

多額な経費が見込まれる更新費用を受益者負担とすることの是非など下水道施設の更新費用に係る負担の在り方や、今回のような事故の対応に要する費用負担の在り方について、国民的な議論を通じ整理すること。

下水道施設の更新費用等の負担の在り方が確立するまでは、下水道に対する国の財政的支援については、水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）の導入を前提条件としない制度設計に再考すること。

８　警察官の増員

⑴　現状・課題等

近年の治安情勢として、人身安全関連事案への的確な対処、特殊詐欺対策をはじめとした犯罪対策の推進、交通事故防止対策の推進、サイバー空間の脅威への的確な対処、凶悪・重要事犯の迅速な検挙、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の壊滅、テロ・災害等緊急事態への的確な対処が警察に求められる中、令和７年度及び令和８年度の２か年で増員３５０人が措置された。

しかしながら、本増員後も本県警察官１人当たりの人口負担、刑法犯認知件数の負担は全国ワースト１位に位置しており、警察官の業務負担が依然として過重である。

平成１２年に、警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された「警察刷新に関する緊急提言」では、「警察官１人当たりの負担人口が５００人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨の提言がなされ、全国平均が約４７１人であるところ、本県は６１４人である。

こうした情勢の中、本県警察官の過重な業務負担を緩和するためには、今後本県に１人でも多くの増員が措置される必要がある。

⑵　要望項目

本県警察官の過重な業務負担を緩和し、本県の治安を安定的に維持していくため、警察官を増員すること。